

明治初年の神仏判然令と近代神道の創出

ジョン・グリーン

はじめに

近年、欧米の宗教史学者が公表した維新政府の宗教政策に関する注目すべき成果に、アラン・グラパール (Allan Grepard) をはじめ四人の研究がある。

アラン・グラパールは、「神社仏閣複合体」(shrine-temple multiplex) というユニークなタームを用いて、藤原鎌足を祀る多武峯(談山神社、奈良県桜井市)の先駆的な論文を発表した。⁽¹⁾ グラパールによれば、明治初年の宗教行政は失策であり、それは神仏の思想交流の中断と、文化史の否定を意味したにほかならなかったからである。⁽²⁾ かくして彼は、「文化センター」としての多武峯こそが「日本の宗教文化の基本的な側面」を担っており、神仏分離を「重大な文化革命」と見るよう迫っている。⁽³⁾ このようにグラパールの関心が神社仏閣複合構造にあったとすれば、マーティン・コ

ルカット (Martin Collcutt) の場合は、仏教の寺院と僧侶を、むしろ神道と切り離して捉えている。コルカットは、排仏が明治の新思想ではなく、徳川時代の大多数の知識人にみられる思想的特色であったことを指摘し、⁽⁴⁾ さらに、明治政府の仏教攻撃を過度に単純化して批判すべきでないと警鐘する一方、神道の振興が「理解への重要なキー」と理解する。彼は様々な側面から仏教の荒廃状況を調べただけでなく、貴重な統計的例証も提供する。それによると、徳川期日本の寺院の推計四十六万のうち、およそ一万八千が、一八七二年から一八七四年の間に破壊された。そして、約五万六千人の僧が還俗させられた。コルカットによれば、明治初年の仏教は真に絶滅の脅威に直面したのである。⁽⁵⁾

ヘレン・ハーデカー (Helen Hardacre) も、近代日本の神道と国家に関する単著において、明治初年の宗教政策を論じている。⁽⁶⁾ いわゆる「国家神道」は維新に始まった、と

彼女は言い、それは仏教の甚大な被害を伴って、神道の地位を上昇しようとするものであった。すなわち、「神職は殫殫で執念深い破壊行為によって、うつ積した恨みを発散した。僧侶は聖職を奪われ、土地を没収され、彫像や調度品が大砲用に鋳潰された」。(7)不思議にもハーデカーは神職がこうした活動に関与した証拠をほとんど示していないのだが、とにかく神社に影響を与えた制度およびイデオロギー双方に関する、きわめて重要かつ有益な分析を行っている。彼女は大教宣布運動について、その展開と崩壊、そしてとくに大切な点として、黒住教や金光教などの新宗教の出現にいたる経緯について論じている。(8)

そして、明治仏教に関するジェームズ・エドワード・ケテラー (James Edward Keelara) の研究がある。著書『邪教／殉教の明治』は、明治日本の宗教的・政治的変革を解明する上で大きな成果をもたらしたが、とくに近代化による仏教の変容を中心に論じている。(9)明治の終盤にもなると、仏教が「国家の文化的パラダイム」として立ち直り、教義と日本の社会や政治文化との調和がおおかた実現していたのであるが、その変容は、仏教をケテラーのいう「邪教」や「汚穢」として蔑まれたことに端を発していたとする。(10)明治初年における仏教の破壊的被害という認識が前提となっている。なるほど排仏の「論拠」は近世思想家の提

供したものだが、その方針を継承し、実行したのは明治の官僚に他ならない。明治の廃仏毀釈は率直に言って、「退廃的で、本質的に災禍」という仏教観の産物であったとケテラーが言う。(11)

これらの研究はいずれも、西洋における明治初年の宗教政策に関する理解に重要かつ希少な貢献として評価できる。だが共通する問題点を指摘するならば、関与した人物の歴史的考察があまり重視されていない。宗教政策を創出・推進した学者や、それを支えた官僚に関する論議にいたっては皆無に等しいといえる。こうした関係者についての理解を深めないことに、当時の動向は解明できないというのが筆者の立ち場である。上述の欧米研究業績では、当事者への誤解が多い。これは、仏教徒を犠牲者とし、神道者と官僚に被害者の役を振り当てるという、欧米のみでなく日本の研究者でもほぼ共有されてきた理解の枠組みに拠るものである。

本稿ではまず、明治初年の宗教政策を指導したイデオログに注目をし、その言動を探究することによって、欧米研究史上の既存の枠組みを再検証する。第二に、明治期の官僚に注目し、彼らが抱えていた宗教的課題への考え方と、かかる対策を講じた理由を解明したい。そして第三の課題は、地方神職の動揺の実態を調査して、「加害者とし

ての神道者」像を再考することである。

一、津和野派イデオログの登場

すでに明治元年三月二十七日の段階において、津和野藩主亀井茲監、および幕末に藩政の指導的役割を担った家臣福羽美静は、維新政府の宗教問題を扱う神祇事務局の主導権を掌握していた。⁽¹²⁾ 亀井・福羽が早々と政府要職に就任したのは、長州藩の木戸孝允の後援によるものであろう。長州藩は倒幕と朝権回復に威力を発揮し、木戸ら長州人は旧幕府同盟軍に対する戦略および京都に拠点を置く維新政府の舵取りにおいて、政治力を誇示した。木戸の亀井・福羽への支援については、地理的環境と歴史的背景、そして人的交流の側面からうかがえる。長州・津和野両藩は隣接する地縁のみならず、文久年間以降、藩主同士が尊皇主義への挺身を根幹として信頼関係を構築した。さらに福羽美静は長州藩士をよそおい、京都の急進的な勤王志士に仲間入りしている。福羽は木戸に安心して政策理念を任せられる人物と見込まれ、大國隆正の師説を着実に提案していく。大國は津和野が生んだ江戸時代の偉大な思想家の一人であり、亀井と福羽が神祇事務局に赴いたわずか一週間後、七十六歳の老齢を厭わず政府への参画を果たしている。⁽¹³⁾

この三人は、国家の宗教・イデオロギー政策の推進者で

あったが、彼らのみが政府のイデオログであったわけではなく、また後述のように官僚を抜きにしては宗教政策を到底語ることが出来ない。福羽はしかし、近世朝廷の祭儀をつかさどった吉田家（吉田良義）・白川家（白川資訓）との抗争に果敢に挑み、津和野派に批判的な常世長胤ら平田派国学者とも意見を戦わせた。後に門脇重綾（鳥取）や浦田長民（伊勢）などの同志を得ることが出来たものの、国家祭祀の整備と社寺行政に最も力を尽したのは、大國、亀井、福羽ら津和野派のイデオログたちであった。

そして何よりも、悪名高い神仏「分離」令の起草者は亀井と福羽であった。⁽¹⁴⁾ 一連の草案は政府に提出され、慶応四年三～四月に布告・通達された。そもそもこれらは何を意図し、起草のねらいはどの程度まで達成されたのだろうか。彼らの意志と動機を説明することは困難だが、手がかりは皆無ではない。亀井家所蔵の文書には、神仏判然令以上に大胆かつ包括的な宗教改革構想をうかがわせる草案が残されている。⁽¹⁵⁾ その考察に入る前に、判然令公布の四日前の明治元年三月十三日に政府が出した「祭政一致の御布告」は、福羽と亀井の手で作成されたと思われるもので、判然令を考える上で極めて重要である。政府の機関誌『太政官日誌』で公表されたこの布告は、神武創業に基づいて祭政一致の制度を回復すべく、神祇官を再興して祭儀を執行し、諸神

社の神職を付属しようというものであった。政府は、これらの公的機能を統合することを目指していたのである。布告は祭政一致が新しい制度でなく、神武創業に基づいて政府が定めたものであることを強調し、それは、神祇官という古代律令制度における祭祀の中樞を復興させること、同時に国内の神社の由緒ある祭儀を再興させること、そして原則上、すべての地方神社の神職は「私的」神道家である吉田家・白川家との関係を絶ち、神祇官の管轄下に入ることを意味したのである。

祭政一致の布告のねらいは、神社（とその神職）が理想的な祭祀の機関として国家に連結することであった。むしろ方針を徹底するためには更なる変革が必要であった。それは月日をかけて段階的に始動する。ただ、この布告は決して無効にされたり、否定されるということがなく、むしろ、終戦までの国家と祭祀との関係を設定したものとして理解できよう。

福羽と亀井が起草した最初の判然令は、四日後の三月十七日に神祇事務局通達によって日の目を見た。諸国大小の神社において別当あるいは社僧が復飾することを命じたものだ。⁽¹⁶⁾対象者の多くは、天台宗や真言宗の僧侶、そして修験者らであった。次いで三月二十八日、「仏語を以て神号と為す神社は其の事由を録上せしめ、及び仏像を以て神体

と為す神社を改め社前に仏像仏具ある者は之を除却せしむ⁽¹⁷⁾」と、仏教用語を神社の神号とする従前の習慣の改革が着手される。その結果、たとえば軍神の八幡大菩薩は「日本土着」の八幡大神となった。山王権現など「権現」の神号も同時に禁止された。権現は、仏教の救済に日本人を導くよう委任された、仏教神の土着的な姿であった。こうした仏教用語を本邦の神に適用することは、神々の本来の由緒を不明瞭にし、宗教的な真実を歪曲させることとされた。そして第三に、四月十日の太政官布告において、仏教の象徴である鐘、絵巻物、何世紀にもわたり日本の四方すみずみの神社を彩った仏像が、速やかに取り除かれるよう命じられた。⁽¹⁸⁾

こうして三月十三日の祭政一致に関する布告以降の状況をたどると、主要な目標が神社改革であったことがはっきりする。これまで神社に社会的・教育的意義を与えていた寺院や僧侶、仏教的シンボルなどを「分離」すること自体が一種の暴力行為であったことは否定すべくもない。福羽・亀井によるこれら一連の布告によって、前近代日本の宗教文化の複雑な構造に決定的な終止符が打たれたことは紛れもない事実であろう。

亀井家所蔵文書『勤斎公奉務要書残編』によると、彼らは神社だけでなく、新しい日本における仏教改革について

も提案を示している。(後述) この史料中には、近代日本に関する次の改革案が含まれている。それは、①国民の神祇尊崇の徹底、②戸籍管理と切支丹対策の役割を寺院から神社に移行すること、③政府の宗教を司る機関たる神祇官がそれを統轄すること、④神葬祭の全国的普及、⑤そして皇霊祭祀の古例を堅守すべく、天皇陵を仏教の支配下から取り除き、国家の公的機関に移す、というようなものである⁽¹⁹⁾。最も大胆な提案は、復古神道を国教に据えるものだったが、こればかりは採用されるに至らなかった。

亀井と福羽が、これらの提案の中で「分離」なる言葉を用いていないのも無理からぬことだろう。通念上、「分離」は神道と仏教、神社と寺院、神と仏という、二つの既成のものを切り離すことをいう。しかし亀井、福羽の取り組みはきわめて創造的なもので、彼らは、徳川期の思想を受け継ぐ吉田家、白川家、本居派、平田派などは、近代の改革に対して不十分だとして、はねつけた。その目標は「分離」ではなく、むしろ完全に新しい神道の創造にあり、その新しい実体を「判然」とさせることに勤めた。⁽²⁰⁾そして、三月十三日の祭政一致の布告以降の政策は、国家、社会と神社との理想的な相関関係を再構築することに腐心している。仏教に関しては具体的な提案が少ないが、仏教の国教制の廃止を目論んでいたことは後述のように明らかであろう。

ここで亀井、福羽の改革案の基本的な性格を考察するため、ひとまず維新前年の慶応三年夏、津和野藩で着手された宗教改革に目を向けてみたい。津和野藩は、慶応三年五月に社寺改正御趣意書を通達した。それは、管内の神職に日夜「御上御武運長久ならびに万民幸福」を祈念し祭祀を執行するよう促すものであった。それ以前は、「自然と古来之風儀も相弛み、畏きは、神霊に奉仕之大切成職掌も弁じ兼、中には身上之不行跡、或は種々之奇説を唱え、諸民を致誑惑、仏法にも劣り候所業も有之哉に相聞え」という有様であつたらしく、人々は神社の勧請ほど縁起の良い催しはないと考えていた。疫病や災いの兆候があるごとに新しい神社を大急ぎで造営し、あらゆる種類の神を鎮座させた。その結果、「いつとなくあたらしき神のやしろ出来そいて、今は千あまりも増し(中略)人々理もなきことばにまよい、又ははやりひにかされやすきゆえここへも我も我もとあらそいまいるかとおもえば、かしこへはひとりもまいるものもなきようになるなり」という陋習がはびこるようになった。つまり、新しい社が建てられるごとに一時的流行で「限に神社を致玩弄候風俗に相成」状況のもと、「莫大之新社相増候に随ひ、古来有名之社は却つて危略に相成行(中略)なかには神霊も雨露に曝し候社も有之」という⁽²³⁾深刻な問題が慶応三年夏の津和野では起っていたのである。

亀井などの対策は、亀井家が津和野に入った元和三年（一六一七）以後勧請の社について、「新しき神は昔より古来之社へ御相殿に」合祀するというものであった。この方法によつてのみ古社は生き残るとした。そして神職は藩主のために朝夜祈りと奉仕に携わることを義務づけ、神職は感謝をもつてこれらの規則を遵守し、今後は一に神道に献身し、陋習を改善し、社費を削減して、何よりもいにしえの手振りを尊び奉仕に勤しむ結果をもたらずに違いない、とした。要するに亀井・福羽には、「神社に別あり」という見識があつたのだ。彼らが神社と神職に求めたのは藩のイデオロギー的価値であつて、庶民にとつての宗教的価値ではなかつた。同じ態度は、亀井、福羽の明治国家と神社に關する考え方にもはつきり表れている。

そこで維新直後の状況に再び目を向けなおしてみに、津和野の神職もそうであつたように全国の神職が大いに当惑したことが容易に理解できよう。神職の多くは次第に新しい改革に深刻な不安を抱くようになる。当初は、一連の判然令は新しい時代の神道の特権を確約しているもののように思われ、神職が熱意あまつて寺の境内で暴動を働くこともあつた。この神職による暴動がどれほど広範囲に及んだのかは明確ではないが、政府は速やかに「今日に至り社人共俄に權威を得、陽に御趣意と称し、実は私憤をはらし

候様之所業出来候ては御政道の妨を生じ候のみならず、紛擾を引起こす可申は必然に候⁽²⁴⁾」と、神職に暴挙を慎むよう警告している。この達の起草者は不祥だが、亀井茲監が福羽美静だった可能性もある。少なくとも福羽が、神職に宛て書いた警告書状は現存している⁽²⁵⁾。

津和野派イデオログの構想は、徐々に実施に移され、全国へと波及する。例えば明治元年閏四月十九日には、「神職の者神葬祭に改め云々⁽²⁶⁾」と、伝統的に神社では穢れと見なされていた神葬祭の執行が命じられた。翌年六月十日には、民衆にも葬儀の選択の余地が生じる⁽²⁷⁾。明治二年から四年にかけては、天皇陵もしくは京都御所における皇霊祭祀が天台宗や真言宗の影響力から完全に離れ、神祇官の管轄となつた。このようにして、亀井・福羽が望んでいた「復古神道」は、樹立に向かつて順調に進んでいたのである。

亀井・福羽の構想は明治四年五月、太政官が下した歴史的な布告で頂点に達したと見ることができ。 「神社の儀は国家の宗祀」と定義したことにより、神社はもはや神職の私有財産ではなくなり、神社と神職の役割は、地域共同体の宗教的な必要を満たすことではなくなつた。同布告が神官の世襲を禁じたことにより、多くの神職は、即時の解雇処分を受けている。さらに明治五年春には、新任者の特

権おぼしく官社以下神官の給禄が制定され、また神社の維持費、祭典費用の給付が保証されたが、一年後には対象となる神社があまりに多数にのぼるため、再び廃止となった。すでに明治四年十月の「四時祭典定則」によって、神社祭祀は近代国家のイデオロギー的要求に従属させられた。⁽²⁹⁾同じく明治四年の郷社制度の改革は、村レベルにおける深遠な宗教的再編成を企図したものであった。戸籍制度改革と機を一にして、村毎に一つの神社（郷社）を公式に定めようとするもので、疑いなく津和野藩で実施された神社合祀を想起させるものであった。これまで明治初年の宗教研究では、仏教の悲運に焦点が集まり、神道の犠牲者としての仏教、そして加害者としての神社・神官を映し出す傾向があった。しかし現実にはさらに複雑である。地方神社の神職もまた早くから自らが近代国家の犠牲者であると考えていたし、その理由は察するに難くないものである。

では果たして、亀井茲監と福羽美静の計画において、仏教はいかなる運命にあったのか。彼らの「復古神道」構想における仏教の位置はどうなっていたのか。この問題を考える上で、『邪教／殉教の明治』を著したジェームズ・ケテラーの研究は、我々に挑発的な示唆を提供している。ケテラーの主たる論点は、明治の国学者や官僚が仏教を「退廃的で本来的に邪悪な」「異端」と見なし、そしてそのこ

とが明治維新以降の仏教が悲劇を被った原因に直接結び付く、という点にある。その中心人物は亀井茲監であり、首尾一貫して仏教を邪法として扱ったと指摘している。⁽³⁰⁾ケテラーは、慶応三年の津和野藩の改革は、まさに明治維新の宗教政策のルーツをなし、藩主亀井茲監が藩内における神葬祭の執行と寺院の閉鎖、仏葬の禁止を命じたというのである。⁽³¹⁾しかしこの見解は明らかに亀井の仏教政策の実態とかけ離れている。ケテラーが引用した史料において、確かに亀井は邪法について一度だけ言及している。しかしそれは、仏教ではなくキリスト教に関するものであることは明白であろう。亀井は、藩内におけるキリスト教の浸透を防ぐために、神社の神職が厳しく教導にあたる必要を述べているに過ぎない。さらにケテラーは、津和野藩関係の神仏分離史料にある「議定亀井茲監封内衰頹の仏寺を廃合し、僧侶の還俗を許し、および喪祭の儀、神仏を併用せんと請う。之を聴す」という一件についても誤読している。

この史料には次の五か条の依頼が続く。「無檀にて難立行寺院は本寺へ取り結ぶ」こと、住職のない寺院は「堂舎取り除き、地所引払う」こと、帰俗を希望する僧侶は「還俗為致度」こと、還俗した僧侶は才能があれば「仕官をも為致度」こと、そして「庶民に至迄、志次第、葬祭之式は仏法を相転じ古典に基き、神道に為致」たいこと、⁽³²⁾である。

この史料に明らかなように、亀井の主眼は仏葬の禁止や寺院の閉鎖にあったのではない。まして仏教を異端として取り扱った記録は見当たらない。ケテラーが犯した史料の誤読は許しがたいものがある。かといって津和野藩における政策の及ぼした打撃は小さなものでは決してなかった。当事者が「津和野藩は寺院を処理しました。別に、廃仏毀釈の騒動というほどでもありませんでしたが、仏教の僧侶は大いに打撃をうけましたでしょう」と回顧するように、廃仏毀釈に及ぶことはなかったのである。このように見て行くと、亀井と福羽の意図が仏教の破壊にあったのではないようだが、破壊でなかったならば、彼らは何を藩、国家の改革において、目指していたのだろう。

前述の『勤斎公奉務要書残編』には、仏教改革に関する構想が、微小ながら、垣間見える。仏教の、藩政との結びつきを断ち切り、特権を廃して、神社にその社会政治機能を移転させるこそが、彼らの最大の緊急の目的であった。さらにこの構想には、二つの条項が付加している。まず神葬祭を導入する際に、希望しない者は「勝手次第免ぜられ候」とされた。次に、復古神道を国教とするものの、「仏道帰依の輩は私にとり用居候儀は苦しからず候事」と、私的信仰が許容されている。⁽³⁴⁾つまり、福羽と亀井は近代日本において「神道」や神道のシンボルと切り離された仏教に

一定の役割をはっきりと与えていることが理解できる。与えられたのは、限定された、私的な信仰の場であったといえる。維新前の津和野藩では、寺院について、神社と同様に、現和三年当時を基準とする縮小政策を行った。⁽³⁵⁾統計上では政策が十分成し遂げられたかどうか判然としないが、亀井等は疑いなく明治維新を機に、一層の推進を図ろうとする構想を抱いていた。

津和野藩の仏教政策には驚くべき連続性が見て取れるように思う。その起源は、大國隆正の幕末の著述に遡ることができる。大國は文久二年書いたと推測される『神道教法弁』において、仏教の悪性は外来宗教であるがゆえに生じたという、同時代の多くの国学者の見解を批判する。仏教のルーツが海外にあることは事実だが、「隆正これにこたえていわく『中略』仏教はいまその本国にその本あれどもなきがごとく、諸宗のみなみは大かた日本の教とにありてその門流いかばかり信仰しても異國へこころざしを運ばさねばその煩なし」とする。かくして大國は「一向宗は他力本願、後生善処と安心せしむるによりひとのこころ外にちらず一すじになりてしかるなり」と、多くの反仏教徒思想家（とくに水戸学）の警戒する真宗についても理解を示す。さらに仏教徒が一心に南無阿弥陀仏を祈ることで、キリスト教に対処しようとする姿勢も賞賛している。「ま

ずその耶蘇教を拒ぐべきものは仏法なり、儒はこれを拒ぐにたらず。そをいかにというに仏法は寺院あり、檀家あり、講中あり、それらよくいい合わせて、慈悲善根をほどこし、そのハライズウ（天獄…筆者注）よりも、仏力にて極楽往生することよけれど、かたまりてあらんには、その福音にしたがうこと遅からんとおもうことなり」と。⁽³⁶⁾

要するに、大國隆正の構想では、仏教は従来の国教制が廃止された後、社会的に高い評価をもつて受容され、国益に資しながらさらに発展するはずであった。この基本的な姿勢は、明治政府が明治五年以降、教部省において展開した政策に継承される。教部省は、仏教徒（とくに真宗）にキリスト教対策と愛国心の涵養という重要な任務を与えた。津和野派の構想との関連性は、福羽が教部省の設置と政策作成に最も大きな役割を果たしたという事実によって説明できよう。⁽³⁷⁾ 木戸孝允と真宗僧侶の島地黙雷とともに教部省設置に努めた福羽にしてみれば、このように仏教の国家的役割を一度廃止し、再度国政の責務を担わせるということとは、何ら矛盾するものではなかった。福羽は発足当時の教部省において、江藤新平とともに高級官僚として活躍した。しかるに江藤は佐賀藩出身の悪名高き反仏教官僚であり、わずか二ヵ月あまりで福羽が省務から除外されたことは、彼の仏教徒擁護の姿勢と関係があったという説さえあ

る。仏教の独自性は護持されるべきであり、「すべての仏教徒を神道に改宗させる」といった政策は不適切であると、福羽は強く主張していた。⁽³⁸⁾

二、明治初年の官僚と社寺行政

明治元年春から明治五年にかけて亀井、福羽を中心に案出された宗教政策は、いずれも岩倉、大久保、木戸などを中軸とする維新政府の指導層に高い評価を得たからこそ採用され、着実に行政に反映されたのである。しかし宗教政策全般を振り返った時、民部省、大蔵省などの官僚の役割も視野に入れておく必要がある。ここで宗教行政に携わった官僚の事例として、まず松方正義に注目したい。薩摩藩士であった松方は、若くして九州の日田県知事を務め、侍給付土地の税制改革を行い、のちに蔵相となり財政改革で手腕を発揮したことがよく知られている。松方は、新政府に高い関心を寄せて奠都まもない東京に赴いた。その契機は明治二年夏の東京における上局会議（東京会議とも言う）の開催であった。上局会議は、新体制発足の祝典として企画されたもので、大名が続々と上京し、版籍奉還を実施するイベントでもあったが、同時に、天皇の威厳と聖性を示す機会でもあった。その意味でも天皇がこの年春、歴代天皇としてはじめて伊勢神宮に行幸の後東京に着輦したこと

が重大な意味を持った。なお、会議における主要な諮問事項は「皇道興隆」であつた。

この前後松方が岩倉具視にあてた建白が注目に値する。建白は課税や地方行政・人口調査のみでなく社寺や神職・僧侶の問題にも触れている。松方は「我邦忝くも神国と称しながら神道の仏説の盛んなるに抗せざる様相成候こと無限遺憾なり。是全く諸社の神職たるもの不学無術の人たりとも無意義その職を相続成りしゆえ自然と怠惰に陥り、末末の社家に至つては歎かわしき為弊たるは言うに堪うべからず」と神職を叱咤する。それにひきかえ、「彼僧侶は辺鄙の輩迄其の宗の意は知らざるものなく、巧妙に説法して俗を化す」るのに長けている。ともかく「皇道興隆」は、「彼仏法を痛く挫くよりは我が神道を盛んに講究主張するに及くはなし」と力説し、国家の神社行政の最高府である神祇官の振興を望んだ。⁽³⁹⁾要するに松方は、福羽等のように、近代日本において仏教に一役割を担わせるといふ考えはなかつた。彼は、仏教の根絶が広範囲にわたる社会不安を引き起こすことを恐れながらも、大胆な提案を行う。「大抵万石に二、三か寺位にして其の僧侶は悉く大寺に集まり、宿らしむべし」。僧侶は生計の立つ大きな寺に集い、これに反抗するものは還俗させるべきだと。有能な僧侶は地方官吏に雇用されて差し支えない。そして、仏教と国民の戸

籍管理任務の関係が絶たなければならないとした。⁽⁴⁰⁾

松方は財政に明るい政治家だが、社寺の土地の没収などに一切言及しないことが注目に値する。その関心がもっぱら「イデオロギー」で、その寺院縮小計画に関しては、亀井や福羽の提案よりも一層過激的であつた。この松方案は岩倉具視の共感するところとなつたらしい。岩倉は「適論多し、御覧被為在度事」と付記して上局会議のメンバーに配布した。それがどの程度反響を呼んだか定かではないが、周囲には早々に漏洩していたと見られる。例えば東京滞在の僧侶松本白華は、仏教の説教と葬儀の禁止令が差し迫っていると案じ、「戸籍の件を僧に不可任こと」、「教導説法廃止」、「仏祭を禁止し、神儒祭を可致論」、「院宇合寺の論」の項目が教導局（宣教使の前身・筆者注）で組上に載せられたことを日記に付けた。そして、「彼小輩等（＝福羽等の教導局のメンバー・筆者注）、破仏の禁胸より、論目中に加え候ども未決⁽⁴²⁾」と付言した。このような「破仏」論が、明治二年夏に松方の建白に刺激され、政府内で議論されていた可能性は充分にあるが、結論的に、そのような方針は政府に採用されなかつた。注目すべきはむしろ次の展開だろう。まず第一に、富山藩では各宗派について一寺院のみ存続を認めるという抜本的な反仏教的政策が行われた。残った一寺院に宿泊設備を整えるよう命が下り、一瞬

にして大多数の寺院が廃止された。拒絶すれば僧侶の職を剥奪されるものとされた。この政策は松方プランと共通するものが多く、全国の実施にあたっての実験的運動であったとも考えられるが、この実験の結果は惨憺たるものにおわってしまった。(後述) 第二に、松方がその明治二年の建白で見落とした問題の議論がやつとはじまった。それは、ほかでもない社寺の経済問題である。

明治三年夏、民部省を牛耳っていた大隈重信・大木喬任・伊藤博文は、神社・寺院の経済問題に関する建議をたて続けに立案し、年末にかけて順次実施した。最初に社寺所有の免税地を抵当にして収益を調達することを議論し、さらに社寺の管轄を府藩県に移行することを検討した。そして明治三年閏十月に松方正義が民部大丞になると、社寺の所有地の土地が提案された。⁽⁴³⁾ 年末までに、これらの提言は採用されるところとなる。そのねらいは、前年の版籍奉還に基づき、社寺のみを例外扱いとはしないということ、明治四年一月五日、「各藩版籍奉還之末社寺のみ土地人民私有の姿に相成候不当の事に付」⁽⁴⁴⁾と通知された(上地令)。そして境内地を除くすべての社寺領・所有地が、少なくとも名目上は府藩県の管理に移された。土地の没収により権威を失墜され、さらに給禄が府藩県から給付されることなど、「社」と「寺」の間に行政上の区別はなかった。こうした

関係で唯一新しい時代に相応しい配慮があったのは、徳川期の公文書で「神社」と言っていたのが「社寺」になってしまったことだろう。上述の上地令などは、厳密な狭い意味においてはイデオロギー的なものというよりは行政的改革と位置づけるべきだろう。しかしちょうどこれらの動きをうけるかのような形で、維新政府の制度局、制度分局等において、反仏教的、イデオロギー的としか言いようのない政策も真剣に検討されていた。

福羽美静は明治四年夏、神祇行政の制度改革に着手すべく、官職制の調査制定を担った制度局(制度取調専務・江藤新平)の分局に向向した。福羽が作成して制度局の江藤や神田孝平、加藤弘之、副島種臣らに手渡した改革案にも、仏教国教制の廃止が明確にふれられていた。⁽⁴⁵⁾ 一方、分局では宮中から仏教の影響を取り除くことも不可欠な作業として取り組んだ。皇霊祭祀の制度を確立することは維新当初から大きな課題であったが、仏教の影響力が長く尾を引いたのは京都御所であった。東京の神祇官には新たに皇霊社が整備され、明治二年冬以降、天皇親臨のもと祭儀がいとなまれたが、京都御所の御黒戸には歴代天皇の仏体・尊牌がいまだに安置されており、東京奠都後も真言宗と天台宗の僧侶によって日々の仏事が行われていた。制度分局は京

都御所の仏体・尊牌を泉涌寺に、仏像仏具を水薬師寺に移すことを立案している。⁽⁴⁶⁾

仏教各宗は長らく寺院の不動産とみなしていた神社に政府が干渉し、また所有地を没収したことにより、本山・末寺の自活能力を喪失した。太政官はさらに明治三年冬、府藩県に対して管内寺院の本末寺号などを掌握するよう布告した。⁽⁴⁷⁾翌年初夏に仏教の社会的地位を抑止する政策を断行し、例えば末寺を本山の支配から切り離し府藩県の管轄の下に置いて、「寺格に拘らず寺院住職継目等地方官をして進退せしむ」ことに決定した。⁽⁴⁸⁾国家と仏教の協力関係はほぼ皆無となり、ついに七月四日、太政官が「大小神社氏子調べの方を定」め、約二年前に松方が問題視した戸籍管理への寺院関与がついに遮断された。⁽⁴⁹⁾

国家から仏教の影響力が取り除かれていく経緯における、制度局官僚の動きは不明なことがまだ多い。江藤新平は、松方以上に過激な反仏教論者という評判だったようで、それは例えば明治三年の夏、岩倉具視に送った書簡に「陰祠を廃し、仏を廃し、儒を廃し、海内の人皆神道一方に奉崇することになす」⁽⁵⁰⁾という台詞に端的に現れている。しかるに、江藤が牛耳っていた制度分局は必ずしも徹底的な仏教排除を目指したわけでもなく、目論みはむしろ仏教の国教制廃止と弱体化をはかる穏当策であった。これは、明治三

年秋に富山藩の仏教排除政策が不評を買ひ、政府の反省を促したということが関係していたと思われる。富山藩の仏教徒はもはや浄土真宗当局が手をつけられなくなっていると、維新政府に抗議をし、政府を動揺させた。太政官は明治四年六月富山県に対し、「下情怨屈之赴相聞、不都合の事に付、更に穩当之処置方取調可伺出候事」と命じ、異例の処置を講じている。⁽⁵¹⁾

しかし、仏教色を一掃するという江藤の理想が一部の政治家に共感を得ていたことは間違いない。明治四年初秋の廃藩置県後、大蔵卿の大久保利通と大蔵大輔の井上馨によつて書かれた建議は、その一事例になる。彼らはまず、富国の基盤は民にあると説き起す。⁽⁵²⁾「一人其の産業を得ざるある時はその者の衣食何人か之を償ふの理あらん」。人々が各々仕事に精励することが肝要で、無就労者はかえつて国にとつて大きな負担である。仏教徒はまさに典型的な「無就労者」とみる。国民がこぞつて僧尼になり、ひたすら座禅して梵語の教典を唱え、衣類と食物を人に乞うようになつてよいのか。「実に本邦浮徒閭氏の盛んなる概略五十万の大数に及ぶ。国家如斯浮民の多なる各国未だ曾て聞ざる処云々」。よつて僧侶の取扱について厳しく対処しなければならぬ、とする。大久保・井上は明らかに仏教「禁止の大令」を望んでいるが、「禁止の大令難被行

御儀と相見え」と結論した。注目すべきことは、まず、福羽等と違って仏教が近代日本で貢献できる方向性を有すると認めることが出来なかった。次に、松方が提案したような抜本的な破仏論もあえて提議していない。最後に、神道にも直接言及しないことが面白い。神職を僧侶と同列にしているのかどうか不明のままになっている。結論的には、大久保たちは、新たに僧尼になる条件として宗派の学業を修得することを課すと提議するにとどまった。その提議は直ちに、同年十月十二日「自今層尼となる者、実情糾方」⁽⁵³⁾に関する太政官布告へと反映された。

三、一地方神職の動向

イデオログや官僚が手を組んで制作した宗教政策に直面した神職・僧侶で、新時代を喜び迎えた者は極めて少なかったに違いない。富山藩の廃仏問題をめぐる政府批判をリードした島地黙雷がその例外かもしれない。島地は木戸ら長州官僚との交わりが深く、政府の宗教政策に大きい影響力を及ぼした。浄土真宗本願寺派を代表した島地は仏教再興への対策を講じるべく、木戸・福羽・江藤とともに教部省設置にも携わっていた。浄土真宗は神仏習合の形態をとらない宗派であったため、神仏判然令にあまり動揺することがなく、上地令による領地没収政策にもほとんど無傷

であった。そして明治五年十一月八日、教部省が「無檀」無住」の寺院の廃止を進めることになった際、島地らがそれに反対の立場をとらないで迎合したのは、仏教の劇的な改革を自ら志していたからである。⁽⁵⁴⁾

一方、徳川幕府との関係が深い東本願寺を代表する石川舜台、浄土宗の鵜飼徹定などが、明治維新にどう対応したか、どういう作戦をもって生き残ったかを検討する価値は大いにあるように思う。明治二年の諸宗道徳会盟設立に主導的な役割を果たした鵜飼は、維新政府からの攻撃をいなしながらも、仏教側の誠意を政府にアピールし、キリスト教の脅威の撃退に身を捧げた。明治六年北海道で説教していた鵜飼は、次のよう語っていたらしい。つまり、「教法にいたっては我が国固有の神道ありて、存す。あえて他の宗教を假らず。是皇国の皇国たる所以なり」と。⁽⁵⁵⁾鵜飼のような発言は浄土宗僧侶の一つの典型をなすと考えていいか否か。また、別当や社僧をつとめていた修験者の動きも注目に値しよう。米沢藩の正光院のように、何の不安や未練もなく修験道を捨てて、熱狂的な神道神職に生まれ変わった者もいたが、正光院が典型的だったのかそれとも例外的だったのか、検討する価値がある。⁽⁵⁶⁾

しかしここでは、こうした僧侶や修験者ではなく、小野正房という一地方神職の動向に注目したい。⁽⁵⁷⁾弘前の八幡神

社の官司を勤めていた小野は平田篤胤の没後門人として知られ、一方で江戸時代の神道界に権威があった吉田神道も学んでいる。小野は、江戸時代後半の神職の通例として京都の吉田家に「所属」し、上納金のお返しに免許状と装束を受領していた。弘前の八幡神社は、他の江戸時代の神社と同様、最勝院という寺院の境内地に鎮座し、最勝院の僧侶は八幡神社の社僧でもあった。小野正房は最勝院の僧侶に從属していたが、同時に弘前藩内の二つの社家頭のうちの一つであった。社家頭は、神職に藩から、また最勝院からの情報、指令を伝え、正しい奉仕を果たすことを監督する責務を担っていた。

明治二年の夏、小野は藩から奉務神社に関する一連の、判然令をはじめとす命令を申し受け、その実施にあたった。北日本では内戦が長引いたため、政府の神仏判然令などが届くまでほぼ一年を要したのである。⁽⁵⁸⁾ いずれにしてもその結果、小野が祭っていた対象の八幡大菩薩が八幡大神に生まれ変わってしまった。⁽⁵⁹⁾ それから小野は八幡神社が最勝院の支配から解放され、今後は弘前藩寺社役（のち杜寺調方）から直接命令を受けることになった。藩はこのとき小野の社家頭（のち社家長）の地位と、大多数の神社・神職に対する彼個人の権威を再確認した。そして小野は神社の実態を調査するため管内の視察を始めた。彼のまなざしは、熱

狂的廃仏論者のそれではなく、むしろその実務的な姿勢が神祇官の福羽美静を髣髴とさせるものであった。実は、小野は明治二年の夏神祇官（の福羽？）から「混淆之形無御座候へ者宜旨申来候よし」と伝達されており、実態はどうであれ、神仏混淆の兆しさえなければいい、と小野が解釈したのは当然だろう。

史料の制約によつて、それ以降の小野の動向を一々確認することは難しいが、彼が神社祭祀関係の難題に遭遇したことは明確だ。僧侶の神前奉仕が判然令により禁じられ、神社の祭儀や規定を統括していた吉田家の威信が、明治維新の最初の数カ月の段階で壊滅していたのだから、祭祀問題は、緊急を要するものだった。小野は、これからの祭儀は自らが学んだ平田神道によるものだろうと考えていたようだが、明治三年、祭祀関係の新しい状況を掌握するため、平田神道を継承する平田鉄胤のもとに同僚を上京させた。小野の使者は東京の神祇官における平田門弟と福羽の神学論争を目の当たりにし、混乱状態であることを察知したとだろう。⁽⁶⁰⁾ しかして、弘前に帰った使者は小野に対し、地方神社の祭祀についてまだ結論に達していないと報告しただけであった。小野は失望し、暫定措置として弘前藩大國主神社社家の山名家が所蔵する橘家神道の手引きをもとに祭儀を執行することに決めた。小野が将来を危惧したのは

この時からだった。

前年夏、政府は藩主らに版籍奉還を説得していた。それは、国内の土地や人民はすべて天皇のしろしめすものであり、藩主はもはや領地の支配者ではなく天皇政府の知事であるという革命的な発想であったが、これを前提に、明治三年早秋には抜本的な藩制改革が軌道に乗り始めた。その特徴は二つあり、まず新しい藩知事が中央政府に対する忠義を基準に選ばれるということ、いま一つは政府の歳入増大に努めるべく藩の経済改革が要請されたことである。このいわゆる「藩制」は小野ら神職に直結する問題をはらんでいた。小野は藩制により就任した新しい官僚の手によって社家頭の地位をひとまず解雇された。神仏判然への厳格な対応がみられない点で、小野の態度は怠慢と見なされたようである。藩では、より学識の高い、強力な神職を求めようと努めたが、小野に代わる賢明・勤勉な人物は得がたく、結局復職することとなる。⁽⁶²⁾しかし復職早々、藩当局の定めた新たな規則の問題に直面した。それは寺院ではなく神社に係るものであった。基本的には、鎮守社と見なされない管内神社は、すべて破壊されるはめになってしまったが、例外もあった。例えば村に神社が二つ存在し、鎮守でない神社が仏具だらけでない場合は、即座に鎮守の地位を与えられても差し支えない、とされていた。そして

破壊された神社は、宝物は最も近い鎮守の社へと移されなければならなかった。⁽⁶³⁾とにかく、弘前の神社で鎮守社でない数は、二五二社だったが、そのうち二四六社もが明治三年に破壊された。⁽⁶⁴⁾この「合祀」問題はもう少し詳しく研究される必要があるが、恐らく弘前における神社合祀は例外的ではなく、むしろ全国にみられるものであったに違いなし。これらの改革は、同じく修験者の持屋であった寺院・神社にも当然及んだ。持屋が神社ならば、直近の神職に奉仕を委ねなければならなかった。しかし修験者が経済的困窮に陥るようであれば、神職への「還俗」の許可を申請することが出来た。⁽⁶⁵⁾

小野正房は、藩内の宗教的改革に応えるべく、社家頭時代の最勝院からの経済的・イデオロギー的支配から解放され、新しい「独立」の立場で、政府・地方庁に貢献する道を探ったが、益々事情が困難になって来た。例えば明治三年の暮れ、小野ほか六名の神職が杜寺所に藩制の下で実施された神社給付の徹底的な削減について、祭政一致の本義に反するとして抗議したことが分かる。「祭政一致神祇道興隆之御趣意名実共に相失、千歳不可有之盛典に相戻り候のみならず神慮如何計と深く恐入候」⁽⁶⁶⁾と。神職たちの請願は、藩の杜寺所が天照大御神はじめ神々の崇拝と万民の健勝への祈禱に献身することを妨害しないようにと嘆願して結

ばれている。給付の完全な修復なしでは祭政一致が不可能だと主張したのである。

弘前の神職が蒙った給付削減の具体的な内容は不詳だが、被害は精神的な衝撃も少なくなかったであろう。⁽⁶⁷⁾神道の時代が到来したと思っていた彼らは、豈図らんや逆に神社の財務環境が深刻に徐々にむしばまれていっていると察した。小野は藩の回答に失望したことであろう。景氣対策を進める藩制が「全諸神社御崇敬不施為有御趣意に無御座候」と説明されたところで、満足するはずがなかった。事実、小野は藩の記録所に再び抗議した。彼および十七名の請願者は悲しみが「耐えられない」と訴え、「格段之以御憐愁当月迄之処頂戴仰付被下置度、此段奉願候」⁽⁶⁹⁾と嘆願し、神社護持の責務を放棄しないよう藩当局に再度申し立てた。しかし藩は同情を寄せることもなく、神社・神職への特別な保護が講じられることもなかった。

その後、小野正房は弘前における維新史記録に二度登場している。いずれも約一年後に抗議を行ったものであり、社家長としての彼の地位に関わる問題であった。すでに明治四年初めに、弘前八幡神社の領地が土地となっており、約半年後には、福羽が起草した神社改革が太政官より布告された。弘前八幡はここに「国家の宗祀」と位置づけられたが、これを神社・神職の特権を保証するものと捉える希

望的観測は、「神社世襲神職の廃止」と謳われたことで既に潰えていた。八幡神社における小野の将来はまったく予断を許さない事態となった。彼は弘前に残った約三〇〇の神社から、新しい行政単位（戸籍区）における郷社の選定に着手した。戸籍区（最大で四ないし五村を含む）につき一社を選定することは、福羽が立案した氏子調の命題となっていた。⁽⁷⁰⁾

明治四年九月、小野は弘前県当局に——弘前藩は二カ月前の廃藩置県により弘前県となった——神社からの追放に直面した神職への財政援助を嘆願した。⁽⁷¹⁾県は小野の要請に応じる形で、神職の苦境の実態を統計的に調査すると約束した。福羽や松方がそれぞれの社寺改革で主張したように、弘前県は「才能」重視の神職採用をすではじめていた。弘前などではいったん解雇された神職が復職になる場合もあったが、彼らは常に自らの場所を追われ、他の神社に転勤させられる事態に陥っていた。⁽⁷²⁾

その一カ月後、常に勤勉な小野正房は、自らの運命を察知する。それはつまり、転任先を明示しないまま社家長を免ぜられる運命であった。彼は、県当局に長文の感情的な抗議を提出した。

正房云う、先祖正歳儀当社神主職並びに御郡中社人頭相勤るより十三世累代無怠慢社家頭相務来候得共、今

度之御改正の御場合規則に依り初めて社家長免ルル事に相成り、御改革とは申しながら実に愁嘆の至に候。

小野は感銘深い言葉でこの抗議を結ぶ。

叔長被仰付候てより以来御改革最中の場合中々以て大多端、書役等も無れば折々夜中に及び、あるいは朝鶏鳴より興、記録署へ罷出、又は日々未明より社家共出入勢の願伺暮に及び、如此心労苦痛の至出生以来覚無き事に候。叔、最早休暇に及び去る丑年以來の老屈を伸ばほしく思える也。⁽⁷³⁾

遺憾ながら、我々は明治五年初めの官社以下神官給祿制定に、小野がどの様に反応したのか知る手立てがない。それは、神社は「国家の宗祀」という理論に実態を与えるものであったが、早くも一年後に給祿が廃止された時、小野は如何に狼狽したことであろう。さらに、青森県は明治七年に、太政官に神社合祀と神職解雇策の継続を申請したが（弘前では明治六年末にも大規模なリストラを断行）、神職は抗議したのだろうか、それとも沈黙したままだったのか、それも知るすべがないのである。

むすび

明治初年の宗教をめぐる大きな変革をどのように捉えるべきであろうか。一般論として、それは国民国家形成に必

ずともなう普遍的な現象の日本版とも理解できよう。つまりアントニー・D・スミスがいうように国家の官僚機構と政治的指導力が活動範囲を拡大し、「宗教的組織がしばしば強制的な没収によって多くの政治的・教育的機能や不動産・富を失う」現象である。⁽⁷⁴⁾十九世紀中頃のヨーロッパで、激しい反教権的な逆流が起こっているのはその現れでもある。反教権主義は、エリック・ホブズボウムによると、十九世紀半ばのフランス政治の重要問題であり、ドイツ、イタリア、スペインとポルトガルにも影響を及ぼした。⁽⁷⁵⁾明治初年の神仏判然令をはじめとする、維新政府による一連の宗教政策は国民国家形成に伴う宗教的「合理化」の典型的な事例と捉えられるだろう。しかし、これらの政策の影響を評価する際、こうした一般的視点に立つだけでは不十分であろう。

福羽美静のようなイデオログたちと大久保利通ら官僚が手を組んでもたらしたのは、ほかでもない新しい「神道」と新しい「仏教」という二つの実体の創出であった。まず仏教についていうならば明治政府は、前近代の宗教文化を規定した「神社仏閣複合体」（グラパールの造語）⁽⁷⁶⁾の終焉を實施し、そして、仏教の規模を削減して、公共的でなくあくまでも個人的な空間に閉じ込めた上で、最早神社と何のかかり合いを有しない新しい仏教を認可した。むろん、

全ての仏教が神仏習合の形態にあったのではなく、浄土真宗の強靱な組織は神社の神々を受け入れたことはなかったため、明治時代を最も順調に渡り歩くことができたのである。

「神道」はどうであつたかとなれば、福羽・亀井・大國が「復古神道」と呼ぶことを好んだ明治神道は、吉田家、白川家、平田神道、あるいは橘家など諸藩に存在する諸神道の残骸の上にたちあげられた。大國隆正などは従来の神道を時宜にそぐわないとしてはねつけ、唯一彼の提唱する復古神道のみが、国際的な新しい脅威に対峙して日本を導くことに適合するとした。この明治神道は新しい構成概念であり、それは、国家の承認する祭儀を、国家が任じた神官により、国家の定めた神社において執行するという、国家管理下のネットワークであつた。

注

- (1) Allan Grapard, 'Japan's ignored cultural revolution: the separation of Shinto-Buddhist divinities and a case study', *Tonamine, History of religions* 23, 3 (1984).
- (2) Grapard, 前掲論文二四五頁。
- (3) Grapard, 前掲論文二六五頁。
- (4) Martin Colcutt, 'Buddhism: the threat of eradication', Marius Jansen and Gilbert Rozman 編 *Japan in*

transition: from Tokugawa to Meiji, Princeton: Princeton University Press (1986) 所収論文) 一四四—一五〇頁。

- (5) Colcutt, 前掲論文一六〇—一頁。

- (6) Helen Hardacre, *Shinto and the state 1868-1988*, Princeton: Princeton University Press, 1989.

- (7) Hardacre, 前掲書二八頁。

- (8) Hardacre, 前掲書五一—一九頁。

- (9) James Ketelaar, *Of heretics and martyrs in Meiji Japan: Buddhism and its persecution*, Princeton: Princeton University press, 1990. 岡田正彦訳『邪教／殉教の明治—廃仏毀釈と近代仏教—』ぺりかん社、二〇〇六年。

- (10) Ketelaar, 前掲書六二、六八頁。

- (11) Ketelaar, 前掲書一〇頁。

- (12) 津和野派の進出については、武田秀章の研究が先駆的。とりわけ武田「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(井上順孝、阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七所収論文) 八八—九七頁を参照されたい。

- (13) 武田前掲論文。

- (14) 維新当時は「分離令」という言葉ほとんど見当たらない。判然令が一般であつたため、ここでも「神仏判然令」もしくは「判然令」と呼ぶことにする。

- (15) ここで言うところの草案は、亀井家所蔵文書『勤齋公奉務要書残編』(後述)のことである。

- (16) 宮地正人作成「宗教関係法令一覧」(安丸良夫・宮地正人編『宗教と国家』岩波書店、一九八八年所収。以下「宗教関係法令一覧」四二五頁。

- (17) 「宗教関係法令一覧」四二五頁。

- (18) 「宗教関係法令一覧」四二五頁。
 (19) 宮内庁書陵部所蔵『勤斎公奉務要書殘編』所収。
 (20) この点に関しては、たとえば大國隆正「存念書」および「極意存念書」参照。どちらにも前掲『宗教と国家』所収。
 (21) 村上專精・辻善之助・鷲尾順敬編『明治維新神仏分離史料』第五卷、名著出版、一九七〇年所収、八三八―九頁。
 (22) 「さとし書」前掲『明治維新神仏史料』所収、八三一―二頁参照。
 (23) 『明治維新神仏分離史料』第五卷、八二四頁。
 (24) 「宗教関係法令一覧」四二五頁。
 (25) 徳重浅吉「維新精神史料研究」立命館出版部一九三四年、四八三頁参照。
 (26) 「宗教関係法令一覧」四二七頁。
 (27) 「宗教関係法令一覧」四三〇頁。
 (28) 「宗教関係法令一覧」四三六頁。
 (29) 四時祭典にかんしては、武田秀章「四時祭典定則成立過程の一考察」明治二年「年中行祭儀節会大略」を中心に、『神道学』一三六、参照。
 (30) Ketakar 前掲書、八頁。
 (31) Ketakar 前掲書、四四頁および二四一頁注一。
 (32) 「津和野藩の仏寺廃合僧侶還俗ならびに喪祭神仏併用の件」前掲『明治維新神仏分離史料』第五卷、八四〇―一頁。
 (33) 佐伯利麿「津和野藩の寺院処分」前掲『明治維新神仏分離史料』、一二三五頁。
 (34) 宮内庁書陵部所蔵『勤斎公奉務要書殘編』所収。
 (35) 「社寺改正御趣意書」前掲『明治維新神仏分離史料』第五卷、八二五頁。
 (36) 『神道教法弁』複写本、筆者蔵。
 (37) 福羽と教部省設置との関係については、阪本是丸、「教部省設置の事情と伝統的祭政一致観の敗退」(『明治維新と国学者』大明堂、一九九三年所収論文)及び阪本、「日本型政教関係の形成過程」井上順孝、阪本是丸編前掲書所収論文)参照。
 (38) 高木博志、「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」、「ヒストリア」五三頁参照。
 (39) 松方、「版籍奉還処置の件に付、太政官への建言」(松方峰雄編『松方正義関係文書 一』巖南堂書店、一九七九年所収、二〇三頁。
 (40) 松方、「版籍奉還処置の件に付、太政官への建言」二〇四頁。松方二〇四頁参照。
 (41) 松本白華、『露珠閣叢書』(徳重浅吉編、『明治仏教全集 八・護法編』春陽堂)、八二六―七頁。
 (42) 森一男編、『寺院経済史研究』三共書院、一九三五年、二八七―八頁。
 (43) 「宗教関係法令一覧」四三六頁。
 (44) 「宗教関係法令一覧」四三六頁。
 (45) 制度局、制度分局については、阪本、「日本型政教関係の形成過程」二〇―二頁参照。
 (46) 阪本健一、「皇室における神仏分離」『明治神道史の研究』国書刊行会、一九八三年。
 (47) 例えば、三年七月二十八日付、八月九日付の法令がそれである(「宗教関係法令一覧」四三三頁)。
 (48) これらの法令は四年五月から六月にかけて実施されたものである。詳細は「宗教関係法令一覧」四三九頁参照。
 (49) 「宗教関係法令一覧」四四〇頁参照。

- (50) 高木前掲論文五六頁。
- (51) 小柴助直矩「富山合寺の顛末」〔明治維新神仏分離史料〕上、所収）八〇三頁参照。
- (52) この建議に付いては、阪本「日本型政教関係の形成過程」一三—四頁参照。
- (53) 「宗教関係法令一覽」四四三頁参照。
- (54) この法令は「総本地末寺を除くの外、無檀無住の寺院廃止」を目的としたものである。「宗教関係法令一覽」四四九頁参照。
- (55) 『教義新聞』第二十二号（明治仏教思想資料集成編集委員会編、『明治仏教思想資料集成』別巻、同朋舎、一九八二年所収）九一頁。
- (56) 正光院については田中秀和、「幕末維新期における宗教と地域社会」清文堂一九九七年、二四八—五二頁参照。
- (57) 以下の小野正房（磐根）の記述は、田中前掲書、一四七—二四三頁に負うことが多大である。
- (58) 田中前掲書二〇三—四頁。
- (59) 明治元年四月二十四日付けの太政官布告では「石清水以下八幡大菩薩の号を止め八幡大神と奉称せしむ」とある。
- (60) 田中前掲書二〇五—六頁。
- (61) この神学論争については、例えば常世長胤著「神教組織物語」（前掲『宗教と国家』所収）、三六四頁参照。
- (62) 田中前掲書一七〇頁。
- (63) 田中前掲書二〇九—一〇頁。
- (64) 田中前掲書二一七頁。
- (65) 田中前掲書二一五—六頁。
- (66) 田中前掲書二二〇—一頁。

- (67) 田中前掲書一七三頁。
- (68) 田中前掲書一八二頁。
- (69) 田中前掲書一七九頁。
- (70) 『宗教関係法令一覽』四三九—四〇頁。
- (71) 田中前掲書一七三頁。
- (72) 田中前掲書二一七頁、二二八頁。
- (73) 田中前掲書一八四—五頁。
- (74) Anthony D. Smith, *The ethnic origins of nations*, Blackwell, publishing, 一九八八年、一五八頁。
- (75) Eric Hobsbawm, *The age of empire, 1875-1914*, Weidenfeld and Nicholson, 一九八七年、九九頁、二六五頁。注1参照。
- (76)

（ロンドン大学SOAS校日本韓国学部助教授）